厚生労働省告示第百十六号

基 法 臣 準 に が 児 基づく指定 第二号イ 定 童 め 福 る 祉 法 基 準 に 基づくに の 障害児相談 (平成二十七年 規 定に 指定 基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、 支援 障 害 児 厚 に 生労 要す 相談支援に要する費 うる費 働 省告示第 用 の 額 百 の 算 八十一 定に 用 の i 関 す 額 号) の 算 る基準に基づ 第二号イ 定に . 関 する の 規定に 基準 き厚: 平 成三十年四月一 生 に 労 基づ !基づ 働 き厚 大臣 き、 生労 児 が 日から 定 童 働 め 福 大 る 祉

平成三十年三月二十二日

適

用

す

厚生労働大臣 加藤 勝信

児 童 福 祉 法に 基づく指 定 障 害児相談支援に要する費 用 の 額 の 算定に 関 はする基 準に 基づ き厚 生労

修 定 定 臣 を め が め 児 ١J 童 る る 定 、 う。 者は も め 福 働 の る 祉 大臣 法 基 平 を修了した後、 相 準 に が 基づく 定め 成二十四 談支援従 (平成二十七 る基準第二号イ 指定障害児 年厚生 事 者現 障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 年 厚 労 任 相談 生 労 働省告示第二百二十五号) 研 修 支援 働 の規定に基づき厚生労働 指 省告示第 定 に要する費用 障 害児相: 百 八十一 **!談支援** の 号) 額 第 二 の の 算 提供に当たる者と 第二号イ 大臣 号に 定に が定め .) 規定する相 する る に 規定す 基準 者 談 L に て厚 基づ 支援 る厚 生労 き厚 従 生労 事 者 生労働大 働 働 現 大 大 する 臣 臣 任 が が 研

事した者であって、 ための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従 別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当

別表

該研修

の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

区分	科目	時 間 数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	
	運営管理に関する講義	
講義	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	+=
及 び	地域援助技術に関する講義及び演習	+
演習		